

旭市地域包括支援センター 業務委託法人公募要項

令和8年10月

旭市 高齢者福祉課

目 次

I 公募の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

- 1 公募の趣旨
- 2 公募するセンターの担当地域及び設置数等
- 3 業務内容
- 4 人員体制
- 5 その他の職員の配置
- 6 設備及び備品等
- 7 業務対応時間
- 8 契約の内容
- 9 運営財源等

II 応募の手続きについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6

- 1 応募要件
- 2 応募方法
- 3 応募書類と提出方法
- 4 質問事項
- 5 応募の抹消

III 選定方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

- 1 選定について
- 2 選定方法
- 3 選定の視点
- 4 選定結果等

IV 選定後について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

- 1 協議等
- 2 辞退について

V スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

VI 応募書類提出先及び問い合わせ先・・・・・・・・・・・・ 11

I 公募の概要

1 公募の趣旨

地域包括支援センター（以下「センター」という。）は、高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるように、包括的および継続的な支援を行う地域包括ケアを実現するための中心的役割を果たす機関です。

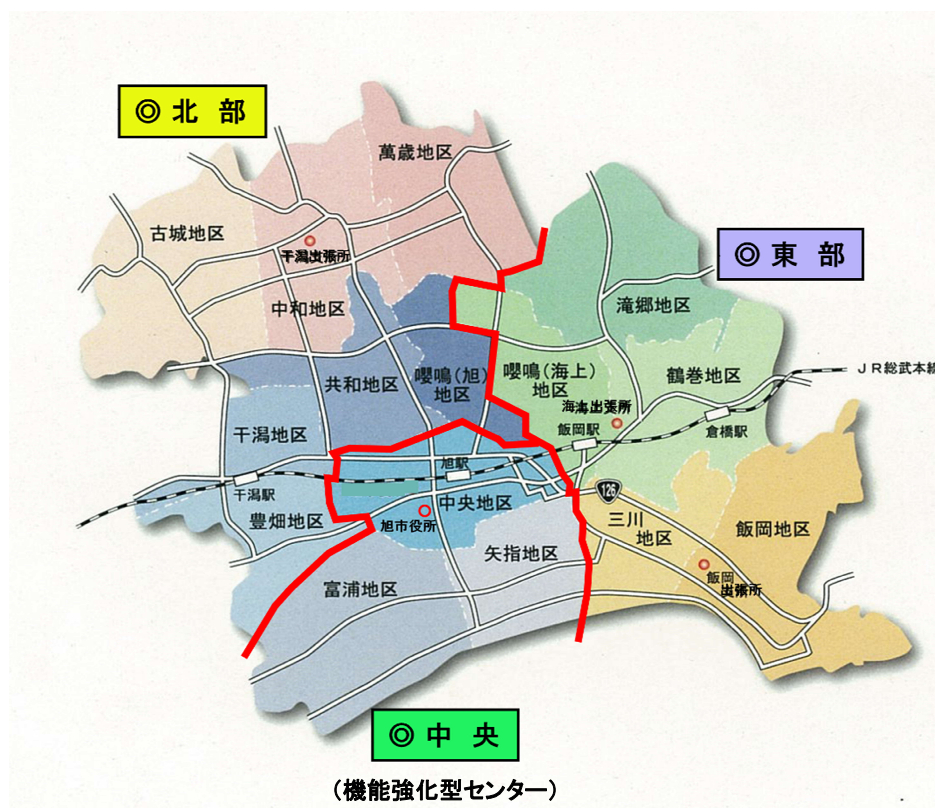
現在の委託期間が今年度をもって満了するため、令和9年度からのセンターの設置及び運営を受託する法人を3つの担当地域ごとに募集します。

募集は、公募型プロポーザル方式にて行い、価格だけでなく、受託法人の専門性、企画力、実施体制などを総合的に評価し、業務の目的に最も適した受託法人を契約の候補者として選定します。

2 公募するセンターの担当地域及び設置数等

担当地域	設置数	地域	高齢者人口
旭市中央 (機能強化型)	1	旭地域のうち中央・矢指・富浦小学校区	6,785人
旭市北部	1	旭地域のうち豊畑・共和・琴田・干潟小学校区、 干潟地域	6,996人
旭市東部	1	海上地域、飯岡地域	6,473人

※高齢者人口は令和8年4月1日現在



3 業務内容

担当する業務は、次のとおりです。なお、関係法令等の改正に準ずる業務内容の変更等に対しては、協議により決定するものとします。

(1) 包括的支援事業

【必須事業】

- ① 第1号介護予防支援事業（法第115条の45第1項第1号二）
- ② 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- ③ 権利擁護に関する業務（法第115条の45第2項第2号）
- ④ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）

【市と協力して実施する事業】

- ⑤ 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- ⑥ 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- ⑦ 認知症総合推進事業（法第115条の45第2項第6号）
- ⑧ 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築（法第115条の46第7項）
- ⑨ 地域ケア会議推進事業（法第115条の48）

(2) 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）【必須事業】

(3) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）【市と協力して実施する事業】

(4) 地域支援事業の任意事業（法第115条の45第3項）【市と協力して実施する事業】

(5) その他仕様書で定める業務

4 人員体制

受託法人は、地域包括支援センター業務の専門性及び公共性に鑑み、従事する専門職（保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等）に対して、その職責と能力に応じた適切な報酬を支払うとともに、適切な労働環境の整備に努めなければならない。

センターには、専門職として次の(1)～(4)に掲げる資格を有する常勤かつ専従の職員を各1名以上、計4名以上及び事務職員を1名配置すること。また、専門職職員の中の1名を管理者とし配置すること。管理者は専門職との兼務を可とする。

(1) 保健師その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名以上

- ① 保健師
- ② 地域ケア・地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師は含まず）

(2) 社会福祉士その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名以上

- ① 社会福祉士
- ② 福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有する者

(3) 主任介護支援専門員その他これに準ずる者 常勤かつ専従で1名以上

- ① 主任介護支援専門員
- ② 次のいずれかに該当する者とする。

ア 「介護支援専門員資質向上事業の実施について」（平成18年6月15日老発第0615001号厚生労働省老健局長通知）による廃止前の「ケアマネジメントリーダー活動等支援事業の実施及び推進について」（平成14年4月24日付け老発第0424003号厚生労働省老健局長通知）に基づくケアマネジメントリーダー研修を修了した者であって、介護支援専門員としての実務経験を有し、かつ、介護支援専門員の相談対応や地域の介護支援専門員への支援等に関する知識及び能力を有している者

イ センターが育成計画を策定しており、センターに現に従事する主任介護支援専門員の助言のもと、将来的な主任介護支援専門員研修の受講を目指す介護支援専門員であって、介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上である者

(4) (1)から(3)までのいずれかの者 常勤かつ専従で1名

※なお、保健師に準ずる者、社会福祉士に準ずる者、主任介護支援専門員に準ずる者を配置した場合には、速やかにそれぞれ保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の配置に取り組むこと。

※中央地域包括支援センターは、権利擁護業務（虐待事例の対応等）、在宅医療・介護連携推進及び認知症支援等の機能を強化し、当該分野で他のセンター業務を支援する機能強化型センターとなるため、(1)～(4)で配置する職員のうち1名以上は当該業務に熟知し十分な経験のある専門職職員を配置すること。

(5) 第2層生活支援コーディネーター・認知症地域支援推進員 常勤かつ専従で1名
※それぞれの役割を円滑に推進するため、各地域包括支援センター内に配置する。

機能強化型センターにおいては、配置は必須とする。また、東部及び北部地域包括支援センターにおいては、配置することを基本とする。なお、配置する場合は、各年度の4月1日付で配置とし、配置する年度の前年度の10月末までに、市へ報告するものとする。ただし、令和9年度は除く。

※以下のいずれかの要件を満たす認知症地域支援推進員を1人配置するものとし、週2日間、認知症地域支援推進員の業務に従事すること。なお、当該職員が認知症地域支援推進員の業務に従事しない日において、第2層生活支援コーディネーターを兼務し、計週5日間勤務するものとする。

ア 認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有する医師、保健師、看護師、作業療法士、歯科衛生士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等であり、かつ市民活動への理解があり、多様な理念をもつ地域のサービス提供主体と連絡調整できる立場の者

イ ア以外で認知症の医療や介護の専門的知識及び経験を有すると市町村が認めた者（例：認知症介護指導者養成研修修了者等）

(6) 事務職員 1名（非常勤を可とする）

5 その他の職員の配置

3職種職員等の他に必要な人員については、指定介護予防支援事業所の職員として、受託法人において必要数配置すること。

6 設備及び備品等

(1) 事業の運営を行うにあたり必要な広さを有する事務室を設置すること。なお、併設する法人本体施設及びサービス提供部門等がある場合は、センター事務スペースとは分離すること。

(2) 事務室には受付及び簡易な相談に対応するための受付カウンターを設置することが望ましい。

(3) 相談及び会議等に対応できる適切なスペース又は部屋を設置することとし、相談のためのスペース等は相談者のプライバシーが守られるよう配慮した構造とすること。なお、相談のためのスペース等については、併設する法人本体施設及びサービス提供部門等と共用することは差し支えないものとする。

(4) 事務室には必要な数の事務机・椅子、施錠可能な書類保管庫のほかに、専用の固定

電話・FAX、パソコン、プリンターを設置すること。なお、パソコンにはウイルス対策ソフトを内蔵する等、セキュリティ対策を施すこと。

- (5) 事務室にインターネットへの接続が可能な環境を整備すること。また、センターが専用で利用できる電子メールアドレスを取得すること。
- (6) センターが専用で利用できる自動車を1台以上配備するとともにセンターの名称を掲げること。(自動車購入費の経費への一括計上は認めない。また自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託法人が負うものとし、市は一切関与しないものとする。)
- (7) 専用の駐車スペースを確保し、車での来訪者にも十分な配慮をすること。
- (8) センターの看板及び案内板を各1か所以上設置し、地域住民への周知に努めること。
- (9) その他事業の運営にあたり必要な設備類は、受託法人の負担で設けることができる。

7 業務対応時間

- (1) 窓口開設時間 午前8時30分から午後17時15分まで
- (2) 休業日
 - ① 日曜日及び土曜日
 - ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - ③ 12月29日から翌年の1月3日までの日（②に掲げる日を除く。）
- (3) 業務時間外の対応について
緊急時の相談等に対応するため、前述の窓口開設時間以外であっても、24時間対応可能な相談・連絡体制を確保すること。

8 契約の内容

- (1) 契約日
令和9年3月1日
- (2) 事業開始日
令和9年4月1日
- (3) 契約方法
委託事業者の候補者（以下「候補者」という。）との随意契約
- (4) 委託期間
令和9年3月1日から令和12年3月31日まで（3年）
 なお、市が毎年運営状況を評価し、旭市地域包括支援センター運営協議会（以下、「運営協議会」という。）から「委託継続」の承認を得る必要があります。
 また、次に該当する場合、運営協議会に諮り、期間の満了を待たずに契約を解除することがあります。
 - ① 法令や要綱等を遵守しない場合
 - ② 適切、公正、中立かつ効率的に事業を実施しておらず、市の是正指示に従わない場合
 - ③ 提出書類、必要書類等に虚偽の記載や改ざんが行われていることが判明した場合
 - ④ その他、市及び運営協議会がセンターを委託することが適さないと判断した場合
 契約の解除にあたっては次の実施事業者が円滑かつ支障なく業務を実施できるよう、速やかに引継ぎなどを行うこととする。
 業務の引継ぎについて、令和9年3月1日から令和9年3月31日までは、令和9

年４月１日からの業務開始に向けた準備期間とし引継ぎなどを行います。この期間の費用については、受託法人の負担とします。

(5) 委託料の支払い方法

候補者の請求により支払う。支払いの時期、方法については契約等にてこれを定めます。

9 運営財源等

圏 域	センター 運営事業	生活支援体制 整備事業	認知症施策 推進事業	計
中 央 (機能強化型)	30,800,000	3,300,000	2,200,000	36,300,000
北 部	28,800,000	3,300,000	2,200,000	34,300,000
東 部	28,800,000	3,300,000	2,200,000	34,300,000
合 計	88,400,000	9,900,000	6,600,000	104,900,000

(1) 委託料（包括的支援事業等（(2)に係るものを除く））

1か年の委託金額は、下記のとりの範囲内の金額で見積額を提示すること。

[中央地域包括支援センター（機能強化型センター）]

① 令和9年3月1日から令和10年3月31日まで（1年間）

31,300,000円以内（初期費用含む）

② 令和10年4月1日から令和12年3月31日まで（各1年間）

30,800,000円以内

[北部地域包括支援センター、東部地域包括支援センター]

③ 令和9年3月1日から令和10年3月31日まで（1年間）

29,300,000円以内（初期費用含む）

④ 令和10年4月1日から令和12年3月31日まで（各1年間）

28,800,000円以内

※初年度の初期費用は、新規に受託した場合のみ500,000円を上限に、必要に応じ加算するもので、継続となる受託法人には加算されません。

(2) 委託料（第1号介護予防支援事業）

(3) 介護報酬（指定介護予防支援事業）

※ ただし、(1)委託料については、(2)委託料と(3)介護報酬を差し引いて、なお不足する額の上限であり、年度末に精算することとする。

(4) 委託料（生活支援体制整備事業）

(5) 委託料（認知症施策推進事業）

(6) 経理区分

委託料（包括的支援事業等）、委託料（第1号介護予防支援事業）、介護報酬（指定介護予防支援事業）、委託料（生活支援体制整備事業）及び委託料（認知症施策推進事業）は、それぞれ明確に区分して経理を行い、経理に関する帳簿等必要な書類を整備すること。

Ⅱ 応募の手続きについて

1 応募要件

応募の申込日において、法人格を有し、包括的支援事業及びその他の事業を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人であり、次の全ての要件に該当する法人とします。

- (1) 応募する担当地域内にセンター（指定介護予防支援事業所）を設置できること。
また市内において介護保険サービスを提供する事業所を有し、かつ介護保険サービスの提供実績がある、または、地域包括支援センターの運営実績があること。
- (2) 直近2年間の法人税、消費税及び地方消費税、市税の滞納がないこと。
- (3) 会社更生法、民事再生法等による更生又は再生手続を開始し、若しくは開始しようとしていないこと。
- (4) 応募法人の役員等が、過去5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者でないこと。
- (5) 応募法人の役員等が、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (6) 応募法人の役員等が、保健、医療もしくは福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。
- (7) 介護保険法第115条の22第2項各号(平成9年法律第48号)の規定に該当しない者であること。
- (8) 地方自治法施行令第167条の4(昭和22年政令第16号)の規定に該当しない者であること。
- (9) 旭市契約に係る暴力団等排除措置要綱(平成26年旭市告示第37号)に基づく入札参加排除措置を、募集要項公告日から契約の締結日までに受けていないこと。
- (10) その他、センターの設置・運営にあたり、別に定める仕様書及び介護保険法等関係法令を順守すること。
- (11) 公募説明会は実施しないため、公募要項及び仕様書を熟読のうえ、応募すること。

2 応募方法

- (1) 指定期日までに応募書類を提出してください。
- (2) 応募書類提出後に参加を辞退するときは、「辞退届【様式15】」を令和8年11月18日（水）（必着）までに郵送または持参により提出してください。

3 応募書類と提出方法

(1) 応募書類

応募の書類は次のとおりです。

No.	確認	種別	書類名・資料名
1	☐	様式1	旭市地域包括支援センター委託法人応募申込書
2	☐	様式2	介護保険法第115条の22第2項各号に該当しない旨の誓約書
3	☐	様式3	誓約書
4	☐	様式4	地域包括支援センター運営に関する事項（法人概要）
5	☐	様式5	地域包括支援センター運営に関する事項（基本理念）
6	☐	様式6	地域包括支援センター開設提案に関する事項（事業方針①）
7	☐	様式7	地域包括支援センター開設提案に関する事項（事業方針②）

8	☐	様式 8	地域包括支援センター開設提案に関する事項（開設日程）
9	☐	様式 9	地域包括支援センター開設提案に関する事項（職員確保）
10	☐	様式 10	地域包括支援センター開設提案に関する事項（事業所設置計画）
11	☐	様式 11	地域包括支援センター開設提案に関する事項（平面図）
12	☐	様式 12	地域包括支援センター開設提案に関する事項（危機管理）
13	☐	様式 13	地域包括支援センター開設提案に関する事項（リスク管理）
14	☐	資料 1	法人定款
15	☐	資料 2	法人の登記事項証明書及び印鑑証明書（応募の 3 か月以内に発行されたもの）
16	☐	資料 3	法人の財務諸表（損益計算書、貸借対照表、キャッシュフロー、財産目録等）直近 2 年分
17	☐	資料 4	法人市民税、法人県民税及び法人事業税等各納税証明書（直近 2 年分） ※納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書を提出してください（様式 14）
18	☐	資料 5	配置予定職員の履歴書及び有資格者であることを証明する書類等（要原本証明）
19	☐	資料 6	その他応募書類提出にかかる添付書類等

(2) 提出部数

正本 1 部、副本 10 部（副本は複写可）

(3) 提出期間

令和 8 年 10 月 22 日（木）～令和 8 年 11 月 4 日（水）午後 4 時 30 分まで

(4) 提出場所

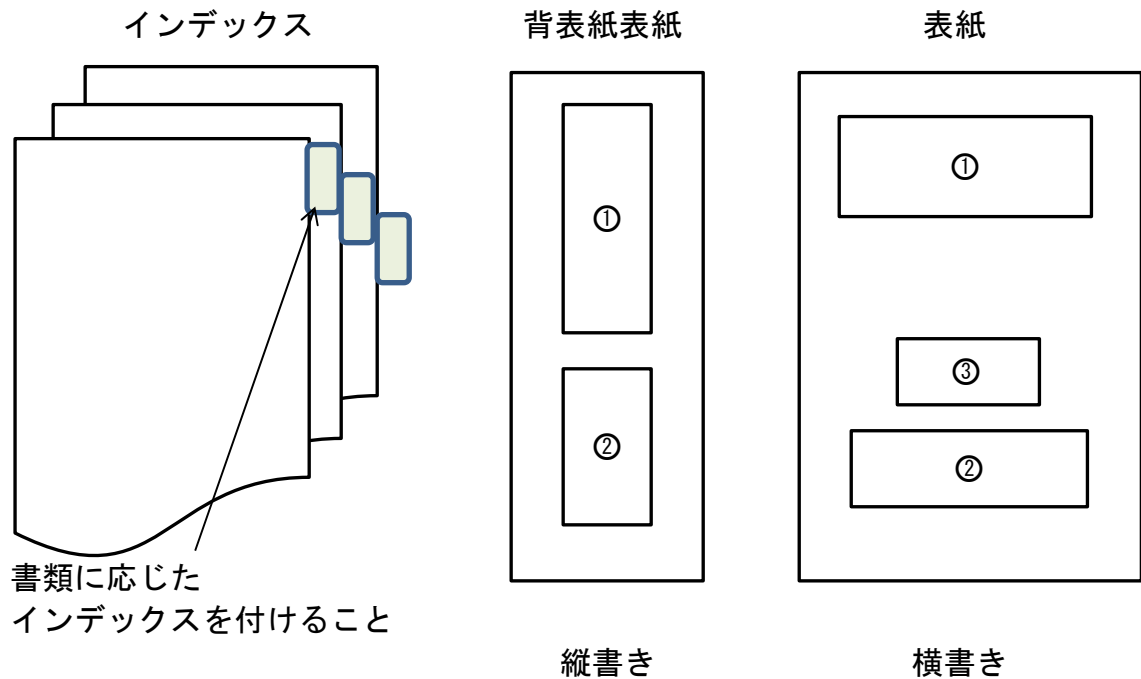
旭市役所 高齢者福祉課 高齢者班（市役所本庁舎 1 階 12 番窓口）

(5) 提出方法

事前に電話にて来庁日時を連絡のうえ、持参してください。

(6) 提出にあたっての留意事項

- ① 応募書類は、A4 判縦型フラットファイルに左綴じとし、書類にインデックスを添付してください。なお、インデックスについては、(1)応募書類を参照し、No. 1 から No.19 までのインデックスを添付してください。
- ② フラットファイルの表紙に、「地域包括支援センター業務委託法人応募申請書」、「正本又は副本の区分」、「法人名」の見出しを付け、背表紙には、「地域包括支援センター業務委託法人応募申請書」、「法人名」の見出しを付けてください。
- ③ 提出された応募書類は、理由の如何に問わず、返却しません。
- ④ 市が必要と判断したものについては、書類の内容を無償にて使用できるものとします。
- ⑤ 応募に要する経費及び提出に関する経費の一切は、すべて応募した法人が負担するものとします。
- ⑥ 提出締め切り後における応募書類の変更及び追加は、公平性の観点から一切認めません。プレゼンテーション等で使用する資料についてはすべて応募書類と併せて提出してください。ただし、本市の指示により書類を修正・追加する場合は、除きます。



※ファイルの見出しの位置は図のとおりです

- ① 地域包括支援センター業務委託法人応募申請書
- ② 法人名
- ③ 正本又は副本の区分

4 質問事項

公募要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和8年10月2日（金）から令和8年10月14日（水）
午後4時30分まで
- (2) 受付方法 質問書【様式16】に記入のうえ、FAX、郵便、電子メールにより
問い合わせ先に提出してください。口頭による質問は受け付けません。
- (3) 回答方法 令和8年10月21日（水）に回答する予定です。

5 応募の抹消

応募した法人が、応募受付の提出日から候補者の決定日までの間に、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消し、審査及び選定の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合
- (2) 応募資格を満たさない状態となった場合
- (3) 応募の採否の働きかけを行う目的で、応募した法人又はその関係者が直接または間接に本市職員等と接触を持った場合

Ⅲ 選定方法等

1 選定について

- (1) 公募型プロポーザル方式により選定を行います。選定にあたっては、提出された応募書類に基づき、担当地域ごとにプレゼンテーション等を行い、別途定める評価基準により評価し、候補者を選定します。また、応募が1者のみの場合も、同様に評価を行い、候補者を選定します。

なお、評価の結果、合計点が6割に満たない場合は、候補者無しとします。

- (2) 選定委員会の詳細な日時等については、応募書類提出期間終了後に応募した法人に対して連絡します。
- (3) プレゼンテーションの出席者については、各法人3名以内とし、質問に対し応答ができる法人の職員及びセンター開設時に勤務予定の専門職とします。法人の職員ではない者の参加は認めません。
- (4) プレゼンテーションは、提出された応募書類に関して、応募した法人につき15分から20分以内とします。
- (5) 候補者の決定から契約までの間に、不正又は著しく不当な行為により勧告を受ける等、参加資格要件を満たさないと判断される者については失格とし、その場合は失格者を除いた中から最高得点者を候補者として選定します。
- (6) 候補者は、関係法令等の規定に基づき、センター設置の届出関係等業務開始に向け、市との協議を速やかに進めるものとします。
- (7) 本選定は、あくまで「候補者を特定」するものであり、契約行為ではありません。運営協議会の承認を経た上で効力を生じるものであり、運営協議会において承認が得られなかった場合は、委託契約を締結しないことがあるので、留意すること。

2 選定方法

旭市が設置する選定委員会が、選定基準に基づき審査を行います。候補者の選定にあたっては、提出された応募書類やプレゼンテーション等により、各委員が選定基準に基づき評価を行い、委員全員の評価点の合計を委員の数で除して平均点を算出し、その平均点が120点以上の者の中から点数の高い者を候補者として選定します。

3 選定の視点

- (1) 旭市が目指す地域包括ケアシステムの基本的な考え方を理解し、その構築及び深化に資する具体的かつ実現可能な提案となっているか。
- (2) 地域包括支援センターの設置目的、役割及び業務内容を十分に理解しているか。
- (3) 適切な人員配置、人材の確保・育成、組織的な支援体制及び収支計画が示され、センター運営業務を安定的かつ継続的に実施できる体制となっているか。
- (4) 包括的支援事業その他センターが担う業務について、効果的かつ質の高い実施が期待できるか。
- (5) 地域包括支援センターその他の保健・医療・福祉分野における類似業務の実績、行政評価等の結果及び課題に対する改善実績を有し、その知見をセンター運営に活用できるか。
- (6) 関係法令等の遵守、個人情報保護、権利擁護、苦情・事故対応、災害・感染症その他の緊急事態への対応等について、適切な管理体制が確保されているか。
- (7) 応募法人が有する人材、専門性、ネットワークその他の強みを、センター運営及び地域課題の解決に効果的に活用できるか。
- (8) 担当地域の人口構成、生活環境、社会資源及び地域課題等を的確に把握し、地域の

実情に応じた業務を実施できるか。

- (9) 公正かつ中立な立場を確保し、関係機関、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、地域住民等と連携・協働できる体制となっているか。
- (10) 業務の実施状況を適切に把握・評価し、課題の改善及び業務の質の向上を継続的に行う仕組みが構築されているか。

4 選定結果等

選定結果については、応募した法人すべてに書面にて通知するとともに、旭市ホームページに掲載等により公表します。なお、評価内容については公表しないものとします。

IV 選定後について

1 協議等

選定結果の通知後、選定した候補者と委託契約締結・業務開始に向けて協議をするものとします。協議において必要な書類があれば、本市より候補者に対して適宜準備を依頼します。

なお、この際に資料を準備するために必要な費用は候補者が負担するものとします。

また、候補者と市との協議が整わない場合、又は候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、次点候補者と協議を行うものとします。

2 辞退について

選定結果の通知後、候補者が受託の辞退あるいは人員体制、設備の欠格等で本市が委託できない事故が生じたことにより本市に損害が生じた場合には、本市からその費用を請求する場合があります。また、応募に要した費用等を本市は補償しません。

V スケジュール

内 容	日 程
公示日（ホームページ掲載）	令和8年10月2日（金）
質問書受付期間	令和8年10月2日（金）から10月14日（水） 午後4時30分まで
質問回答	令和8年10月21日（水）
応募書類提出期間	令和8年10月22日（木）から11月4日（水） 午後4時30分まで
審査（プレゼンテーション）	令和8年11月24日（火）
運営協議会による承認	令和9年2月中旬
候補者の決定通知	令和9年2月下旬
契約日	令和9年3月1日（月）
業務開始に向けた準備期間	令和9年3月1日（月）から3月31日（水）まで
センター開設日	令和9年4月1日（木）

Ⅵ 応募書類提出先及び問い合わせ先

旭市 高齢者福祉課 高齢者班（市役所本庁舎 1 階 1 2 番窓口）

〒289－2595

旭市二の2132番地

電 話：0479－62－5350（直通）

FAX：0479－62－2170

E-mail：koreisya@city.asahi.lg.jp